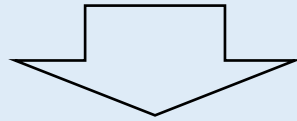


「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」の改定について 【技術小委員会への付託事項】

＜改定の背景＞

- 「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理等を進めるための技術参考資料として定めたもの。（平成30年に制定）



約6年経過

- 一層の農村景観の保全・形成の推進を図るため、社会情勢の変化等への対応、景観配慮を契機とした地域づくりの留意点や、蓄積した取組事例等の反映が必要。

＜主な検討内容＞

- ① 社会情勢の変化等を踏まえた解説及び参考資料の追記、用語の明確化
- ② 計画段階からの「景観資源の認知拡大及び地域づくりの気運醸成を通じた景観資源の価値を高める仕組みづくり」や「多様な主体の参画による農村景観の保全・形成」に関する留意点及び取組事例の追記
- ③ 農道整備、ほ場整備、畑地整備等の景観配慮の取組事例の追記

以上の事項について、技術小委員会へ付託し、調査審議させるものとする。